



西・本町農事組合 佐々木 孝日さん

**TOPICS**

**AGRI NEWS**

- 令和4年産米初出荷 ②
- JA女性部・青年部が考えた  
ご飯がすすむ“農家めし” ③

**No. 258**  
2022.9.26



# 令和4年産米 初出荷



安全祈願祭



南地区農事組合  
榊 光義さん



初出荷

令和4年産米の出荷が9月13日より始まりました。

今年は、春先から好天に恵まれ、雪解けも早く移植作業が順調に進められました。移植後の6月に一時的な北風と雨による影響が心配されましたが、7月になると平年を上回る日照時間と気温上昇で草勢が回復し、平年より3日早い登熟を迎えました。

初出荷された米は、南地区農事組合 榊光義さんのゆめぴりか1.2トンを、当JAの玄米調製施設において色彩選別処理を行い出荷されました。

初出荷に伴い旭川神社の芦原宮司をお迎えし、畑山組合長ほか担当職員の出席により安全祈願祭が執り行われました。その後、当JA職員による民営検査が行われた結果、1等米基準を満たす形質・整粒歩合・水分でタンパク値も6.5となり、“ゆめぴりか基準品”としてホクレンへ出荷されました。

出荷された米は、ホクレンを通じて道内の各スーパーや小売店舗、全国の卸業者へ出荷が進められます。

又、当JAの集荷作業も10月下旬ごろまで、全量色彩選別処理による1等米生産を目指し、検査・荷受作業が進められます。

女性部×青年部

# 「JA女性部・青年部が考えた ご飯がすすむ“農家めし”」 ～ Let's Cooking ～

現在、JA上川地区女性部協議会とJA上川地区青年部協議会合同で「JA女性部・青年部が考えたご飯がすすむ“農家めし”」として、各女性部・青年部が地元の野菜を使用したレシピの開発、そしてJA上川ビル内にある「みはら食堂」にて週替わりでそのレシピを基にした料理が提供されております。

当JAの女性部・青年部でもレシピ開発が行われました。近年、当地区で作付けが増えているさつまいもと、調味料には米油や米酢を使用したこだわりぬいたレシピを考案し、8月19日に東旭川学校給食センターの調理室をお借りして、女性部・青年部役員がそのレシピから実際に料理を作ってみました。その名も「さつまいもと鶏肉、ピーマンの甘酢あんかけ」です。食べてみると、さつまいもがホクホクで本来の甘みも感じられ、とても美味しい料理が出来ました。

このレシピによる料理は、11月14日(月)～11月18日(金)の5日間、「みはら食堂」のメニューとなりますので、この機会に是非お立ち寄りください。



# 生産資材課よりパレット返却のお願い

早期肥料の取りまとめ・お引き取りにご協力を頂き大変ありがとうございました。

つきましては、配送に使用したパレットをメーカーへ返却する期限がまいりました。ご自宅に下記の空きパレットがございましたら、生産資材課まで返却いただきますようお願い申し上げます。

連絡先

生産資材課 ☎36-6031  
(担当 谷・柏木)



道栄パレット



リースパレット・生産資材課パレット

令和4年度

野菜・花き品目別販売実績 (8月末)

品目	令和4年度 計画				令和4年度 8月末実績			令和3年度 8月末実績			計画対比			前年対比		
	作付面積	販売数量	販売金額	kg単価	販売数量	販売金額	kg単価	販売数量	販売金額	kg単価	数量	金額	単価	数量	金額	単価
	a	kg	千円	円	kg	円	円	kg	円	円	%	%	%	%	%	%
ピーマン	166	166,000	66,400	400	72,864	39,807,187	546	87,891	43,004,106	489	44	60	137	83	93	112
ミニトマト	280	131,600	85,500	650	70,794	52,951,086	748	76,256	44,564,673	584	54	62	115	93	119	128
トマト	140	140,000	46,200	330	97,559	31,845,636	326	89,104	31,433,940	353	70	69	99	109	101	92
チンゲンサイ	180	64,800	26,000	400	46,244	18,813,927	407	26,534	11,299,982	426	71	72	102	174	166	96
軟白長ねぎ	10	4,500	2,000	450	2,120	1,054,057	497	4,830	2,015,791	417	47	53	110	44	52	119
ほうれん草	100	12,000	8,000	680	4,762	3,377,209	709	6,099	4,431,048	727	40	42	104	78	76	98
ししとう	33	14,850	16,300	1,100	7,812	12,240,886	1,567	7,904	12,921,116	1,635	53	75	142	99	95	96
白かぶ	35	8,750	2,200	250	6,870	2,330,403	339	7,326	1,994,325	272	79	106	136	94	117	125
千本ねぎ	60	1,980	2,200	1,100	2,004	2,696,035	1,345	2,292	2,994,863	1,307	101	123	122	87	90	103
花き	500		50,000			38,965,639			33,197,073			78			117	
その他		113,400	43,200		35,270	21,046,544		52,027	22,014,503		31	49		68	96	
(サントリーミニトマト)	79	31,600	18,300	580	2,588	1,691,712	654	2,864	1,781,136	622	8	9	113	90	95	105
(小松菜)	200	28,000	9,800	350	17,968	6,961,799	387	19,520	7,636,201	391	64	71	111	92	91	99
(激辛なばん)	6	3,000	3,600	1,200	2,508	2,349,964	937	1,381	1,785,699	1,293	84	65	78	182	132	72
(ブロッコリー)	58	5,800	1,300	230	2,862	426,227	149	957	268,715	281	49	33	65	299	159	53
(さつまいも)	250	45,000	7,200	160												
(その他)			3,000		9,344	9,616,842	1,029	27,305	10,542,752			321		34	91	
兵村の里			52,000			32,721,136			26,180,540			63			125	
計	1,504	657,880	400,000		346,299	257,849,745		360,263	236,051,960		53	64		96	109	

「必ずチェック 最低賃金！ 使用者も、労働者も」

# 北海道最低賃金

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイト等を含む。）に適用される北海道最低賃金が次のとおり改定されます。



最低賃金額 時間額 **920 円**  
効力発生年月日 令和**4年10月2日**

厚生労働省 北海道労働局 労働基準監督署（支署）

## 今年もやります!! 灯油まごころキャンペーン!!

**JA東旭川 灯油まごころカード**  
(押印期間 令和4年10月～令和5年3月末) ホクレン東旭川給油所 ☎(0166) 旭川市東旭川北1条6丁目1番14号 **36-1212**

50ℓ	100ℓ	150ℓ	200ℓ	250ℓ
300ℓ	350ℓ	400ℓ	450ℓ	500ℓ

ご利用ありがとうございます  
給油日

◎灯油まごころカードは、給油ごとに発行致します。

灯油配送50ℓ毎  
に1個 カードへ  
スタンプを押印

スタンプの  
数の合計で  
景品と交換

押印期間  
令和4年10月～  
令和5年3月末

景品交換期間  
令和5年  
4月～5月末  
まで

灯油の定期配送の申込み、  
お待ちしております!!

**灯油配送受付**

**スタンド ☎ 36-1212**

はじまります！

# インボイス制度



## 1 課税事業者と免税事業者

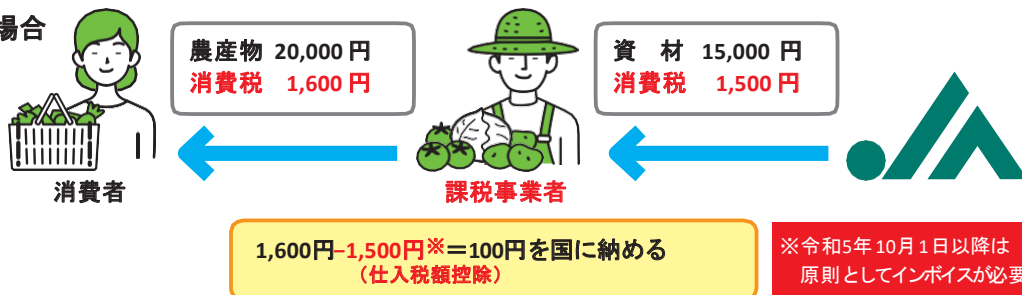
課税事業者とは、前々年の課税売上高※<sup>1</sup>が1,000万円を超える事業者をいいます。免税事業者とは、前々年の課税売上高※<sup>2</sup>が1,000万円以下の事業者です。

※1 農業では主に農畜産物の販売高、作業受託料、使用していた農機等の売却代金が該当します

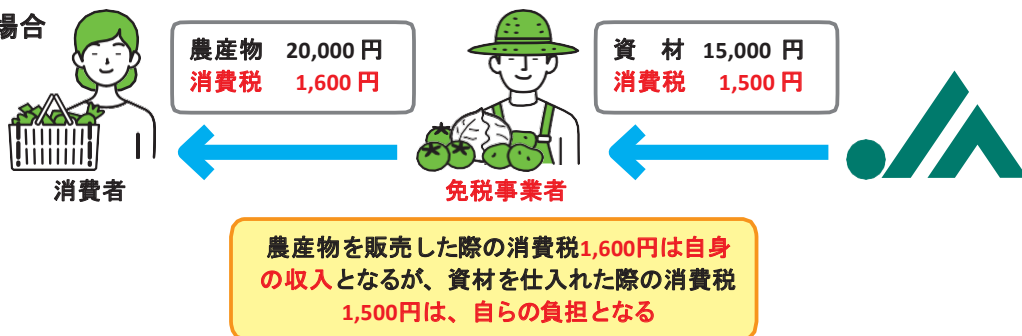
※2 前々年の課税売上高が1,000万円以下の事業者も、届出書の提出により課税事業者になることができます

課税事業者と免税事業者では、消費税の取り扱いに違いがあります。

### ■ 農家が課税事業者の場合



### ■ 農家が免税事業者の場合



## 2 インボイス制度とは

令和5年10月1日より、現行の区分記載請求書等保存方式に代えて導入される制度です。正式名称は、適格請求書等保存方式といいます。インボイス制度のもとでは、事業者は以下の対応が求められます。

### ■ 販売時・仕入時の対応

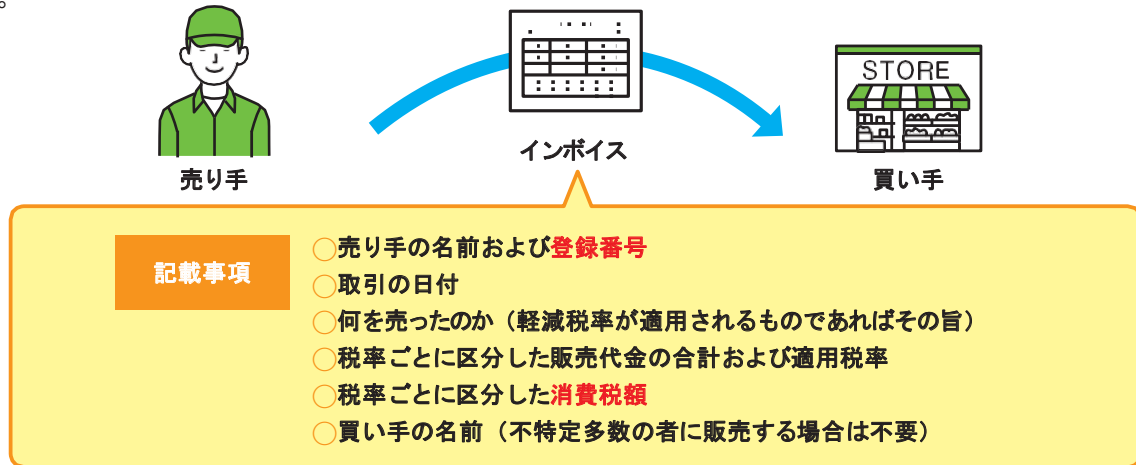
事業者区分	販売時の対応 (証憑の発行)	仕入時の対応 (仕入税額控除)	
		本則課税	簡易課税
適格請求書 発行事業者	課税事業者である買い手からの求めに応じインボイスの発行が義務化※	売り手から発行されたインボイスを基に計算※	現行通り (インボイス不要)
課税事業者	現行通り (インボイスの発行不可)		
免税事業者			

※農協特例 (8ページ①を参照) の適用を受ける場合を除く

インボイスがない取引は仕入税額控除ができなくなります。

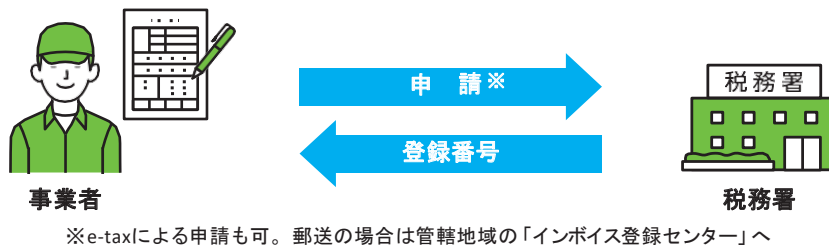
### 3 インボイス（適格請求書）とは

消費税の税率が複数存在する中、売り手から買い手に対して適用税率や消費税額等を正確に伝えるための書類のことをいいます。



### 4 適格請求書発行事業者とは

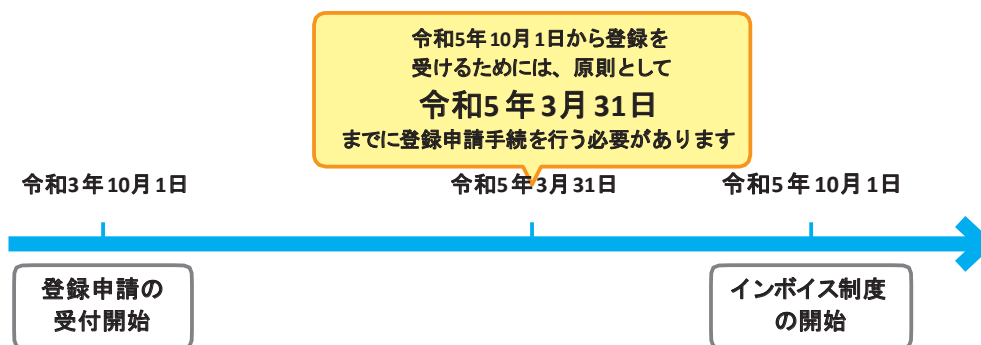
納税地の所轄税務署から事業者登録番号の交付を受けた事業者のことを、適格請求書発行事業者といいます。インボイスは、適格請求書発行事業者でないと発行をすることができません。



### 5 適格請求書発行事業者になるためには

令和5年10月1日のインボイス制度の開始と同時に適格請求書発行事業者となり、インボイスの発行ができるようになるためには、原則として令和5年3月31日までの間に申請をする必要があります。

■ **登録申請のスケジュール** 国税庁リーフレット「適格請求書等保存方式の概要－インボイス制度の理解のために－」を基に作成



※免税事業者の方は経過措置により、令和11年9月30日までの間は、年の中途からでも適格請求書発行事業者になることができます

なお、登録申請はあくまで任意です。特に消費税の免税事業者である方は、適格請求書発行事業者として登録されると課税事業者として消費税の申告が必要になりますので、申請の前に慎重な検討が必要です（9ページ『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。



# 農作物を販売する場合

## ① JA等に販売を委託する場合（農協特例）

組合員である生産者の農産物をJA等が①無条件委託方式による販売をし、その代金を②共同計算方式により精算する場合には、生産者は適格請求書発行事業者であってもインボイスの交付義務が免除されます。この場合、購入者はJA等が発行する書類により仕入税額控除が可能となりますので、生産者が適格請求書発行事業者であるかないかは関係ありません。

### ■ 農協特例が適用される取引の例



## ② JAファーマーズマーケットで委託販売する場合（媒介者交付特例）

ファーマーズマーケットでの委託販売は無条件委託方式および共同計算ではないため農協特例は適用されませんが、出荷者が適格請求書発行事業者の場合はJAが出荷者に代わりインボイスを発行し、購入者へ交付することができます。

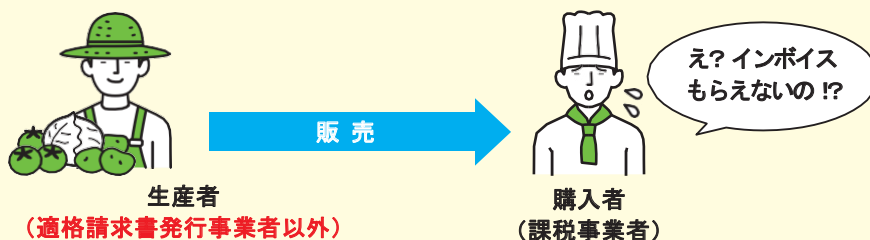
### ■ 媒介者交付特例が適用される取引の例



## ③ 業者等に直接販売をする場合

JA等を通じた委託販売ではなく、業者の方に直接販売している場合には、先方よりインボイスの発行を求められる可能性があります。適格請求書発行事業者でない場合はインボイスを発行することができませんので、難色を示される可能性があります。

### ■ 直接販売先である業者からインボイスを求められる取引の例

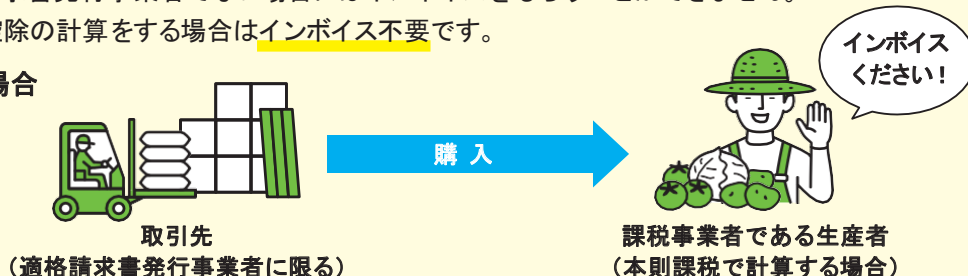


# 農業用資材や農機等を購入する場合

課税事業者である生産者の方が農業に関するさまざまな支出をし、それらを消費税の計算で仕入税額控除の対象とするためには、取引先が発行したインボイスを受領する必要があります。必ず先方にインボイスの発行を求めてください。ただし、その相手が適格請求書発行事業者でない場合にはインボイスをもらうことができません。

なお、簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合はインボイス不要です。

### ■ 生産者が仕入れる立場の場合





## よくある質問

**Q1** 令和5年10月1日の段階で課税事業者であれば自動的に適格請求書発行事業者になるのでしょうか。

**A1** 課税事業者であっても、事業者登録番号の交付申請手続きが必要です。

**Q2** 適格請求書発行事業者になった場合、販売時には必ずインボイスを発行しなければいけないのでしょうか。

**A2** 適格請求書発行事業者は、課税事業者である購入者から要求された場合のみ、インボイスの発行が義務になります。なお、以下の場合にはインボイスの発行は不要です。

- ▶購入者が業者でない場合
  - ▶購入者が免税事業者である場合
  - ▶購入者が課税事業者であるがインボイスの発行を求めてこない場合
- ただし、これらは販売時には判別できないため、適格請求書発行事業者はインボイスの発行ができる体制を整えておく必要があります。

**Q3** 簡易課税で仕入税額控除の計算をする場合も、インボイスが必要なのでしょうか。

**A3** 仕入税額控除をする際にインボイスが必要となるのは本則課税で計算する場合のみです。簡易課税で計算する場合にはインボイスは不要です。

**Q4** 適格請求書発行事業者は簡易課税を選択すると、インボイスを発行できなくなるのでしょうか。

**A4** 簡易課税を選択しても、適格請求書発行事業者はインボイスを発行することができます。

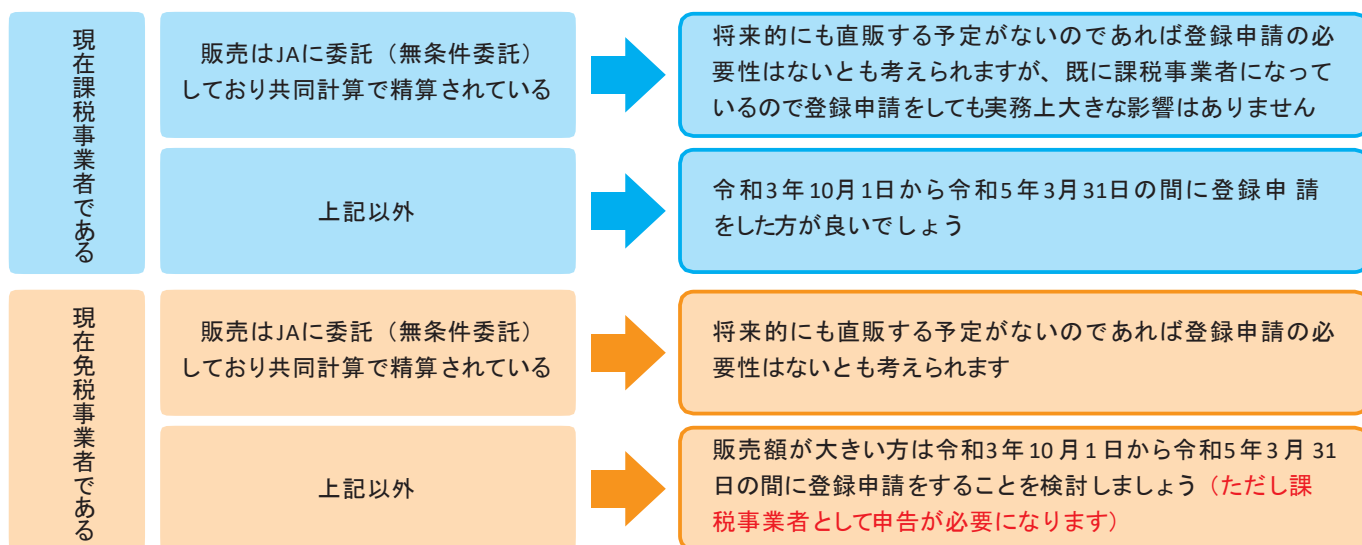
**Q5** 免税事業者で適格請求書発行事業者になることは考えていませんが、何か不利益はあるのでしょうか。

**A5** インボイス制度のもとでは、買い手は適格請求書発行事業者以外の事業者との取引について仕入税額控除ができなくなりますので、免税事業者のままだと取引を敬遠されたり、価格等の条件面で不利になる可能性があります。ただし、販売先が消費者のみの場合やJAの委託販売を利用して農協特例の適用を受ける場合等はインボイス不要となりますので、将来的にどのような販路で農産物を販売したいのかよく検討したうえで、適格請求書発行事業者になるかどうかの判断が必要になります（下記『【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと』を参照）。

**Q6** 農事組合法人にはどのような影響があるのでしょうか。

**A6** 農事組合法人は、免税事業者である組員・取引先との間で、従事分量配当、作業委託、種苗等の購入、農機の借り入れ等のさまざまな取引がありますが、免税事業者はインボイスを発行できないため、農事組合法人側において仕入税額控除ができなくなります。農事組合法人の財務への影響を試算し、法人の運営について検討する必要があります。

## 【参考】登録申請の検討にあたり考慮すべきこと



# 理事会の経過

## 第8回理事会

開催日 令和4年7月22日

### 決議事項

- 1 出資金の減口・譲渡について

### 協議報告事項

- 1 監事の監査報告について
- 2 令和3年度各連合会の事業実績について
- 3 組合員の加入・脱退の状況について
- 4 令和3年度における信用事業諸利廻り等について
- 5 令和4年度固定資産取得状況について
- 6 令和4年度水稻作付面積並びに生産調整実施面積について
- 7 貯金・共済の推進状況について
- 8 各課・支所の事業推進報告について

## 第9回理事会

開催日 令和4年8月24日

### 決議事項

- 1 貸付金の査定について
- 2 会計監査人による監査の結果について
- 3 出資の減口・譲渡について
- 4 職制規程の一部変更について
- 5 公用印管理規程の一部変更について
- 6 令和4年産主食用うるち米並びに水田活用米穀概算価格の設定について
- 7 令和4年産屑米の検査手数料及び取り扱い方針について
- 8 令和4年度米色彩選別調製利用料金について

- 9 令和4年度飼料用米調製利用料金の設定について
- 10 令和4年度米色彩選別に係る各施設への集荷搬入運賃及び横持ち集荷運賃の設定について

### 協議報告事項

- 1 監事の監査報告について
- 2 組合員の加入・脱退の状況について
- 3 内部監査実施報告について
- 4 理事に対する資金の貸付に係る報告について
- 5 ヘルプライン運営要領の制定について
- 6 不祥事対応要領の一部変更について
- 7 固定資産の取得について
- 8 余裕金の運用状況（7月末）について
- 9 経営定期点検の実施報告について
- 10 令和3年度各連合会よりの出資配当及び事業分量割戻金の受入について
- 11 金融ADR制度にかかる相談・苦情等対応状況の定期報告について
- 12 JA共済相談・苦情等対応状況の定期報告について
- 13 令和4年度JA共済コンプライアンス点検結果報告について
- 14 令和4年産米集荷向上に向けての水稻作付者巡回訪問の実施について
- 15 組合員意向調査の結果について
- 16 決算予想（7月末）について
- 17 貯金・共済の推進状況について
- 18 各課・支所の事業推進報告について

## 行事経過と予定

### 9月

- 13日 令和4年産米初出荷  
出来秋に伴う安全祈願祭
- 16日 理事会
- 26～28日 組合員宅巡回訪問

### 10月

- 25～27日 組合員宅巡回訪問





# 農業者年金

長生きをマイナスにしたくない。  
農業者のための年金が  
あるなら入りたいと思う。

## 6つのメリット

農業者は広く加入できる

終身年金。

老後を最後までサポート

全額社会保険料控除で

大きな節税効果

保険料が自分で選べて、

いつでも見直せる

条件を満たせば、

月額最大1万円の国庫補助

少子高齢時代に強い積立方式・

確定拠出型の年金



詳しくは…   <https://www.nounen.go.jp/>

お問い合わせ先：企画課（担当 角・旭） ☎36-2111

独立行政法人 農業者年金基金   
TEL 03-3502-3199（専門相談員）  
TEL 03-3502-3942（企画調整室）

## ● 今月のフォトギャラリー ●



プチぷよは、皮が薄く酸味が少なく  
**ぷにぷに**とした食感が人気です。  
兵村の里に出荷しているので、  
見かけたらぜひ食べてみてください！



▲ 西・本町 横尾裕司さん 「ミニトマト プチぷよ」



▲ 今津市長 農作物生育状況現地調査



◀ 西・本町 荒川哲也さん  
「稲刈り」



## みんなの広場 取材先募集中!!

JAだより「**くま**ーひかりー」ではみんなの広場に  
掲載する取材先を募集中です。

東旭川地域のちょっとした「アレコレ」気がついた  
ことがあればお気軽にご連絡ください。JAだより編  
集委員が取材にまいります。もちろん自分で取られ  
た写真なども同時に受付しております。

情報提供をされた方には兵村味噌をプレゼント!

郵 送：旭川市東旭川南1条5丁目8-22  
東旭川農業協同組合  
JAだより編集委員 宛

連絡先  
お問い合わせ先

電 話：36-2111 (企画課)  
メール：kikaku@ja-higashiasahikawa.net



## 編集後記

いつもJAだより「**くま**ーひかりー」をご愛読いただき誠  
にありがとうございます。

組合員の皆様におかれましては、豊穰の秋を迎え大変  
お忙しくお過ごしのことと思います。

私事ではありますが、豊田支所に異動し、もう少しで  
1年を迎えます。ご迷惑をおかけすることもあったかと  
思いますが、地域の皆さまのおかげで少しずつ仕事にも  
慣れていくことが出来ました。今後も皆さまの力になれる  
よう頑張りますので、これからもよろしく願います。

最後になりましたが、肌寒い日が増えてきましたので体  
調管理や農作業事故に気を付けてお過ごしください。こ  
れからもJAだより「**くま**ーひかりー」をよろしく願いま  
す。  
(新井)

企画・発行 東旭川農業協同組合

発行責任者 畑山義裕

印刷 (株)総北海